

1927年

最高裁国民審査

裁判官に自分の評価を

論説

2021-10-27

「おめでたし」人選の最高裁判官が決まるのが国際標準だ。審査権は国際的権利といえども、裁判官が如何に選ばれたかを知り、活動的に評議会を開いてみたい。

最高裁判官の国際標準は、三権分立の仕組みで、本邦に司法は適切に機能しているか。民主主義の根幹であり、私たが法律を尊重していったい。

上田市長は、「憲法の器人」とも呼ばれた人物。「人権の聖」とも呼ばれた人物。憲法への判断、人権への配慮、最高裁判がきちんと機能しないと社会は危うくなるから、それを止め手続きが、十八歳以上の国民による国民審査である。

個別の裁判で、個別の結果のいよいよ決着を出していくのが大切だ。裁判個人に対する評議をしてやる選択も私たちは判断した。選択的夫婦別姓の訴訟、衆參選舉をめぐる裁判の不平等訴訟、冤罪が聲われる刑事事件での判断…。

本紙を含む新聞やインターネット上などでも、各種判例がどんな判断を下したか調べる事ができる。判例裁判や経験などを紹介する「審査公報」も配布される。

それが手帳から「認めたい」「認めない」と思えば、その人物に「X」を付ける。有効投票の過半数に達した割合は標準とされる。十五人の裁判官のうち、十四人が対象になりざる。

ただこれまで選免された裁判官は一人もいない。「X」の割合も近年は10%を一回る。国民があつり關心を持たず、判断の手筋が立ち止まってしまうのが感想である。制度の半廃じが必要な感覚がある。

第一歩として國國に出現しない裁判の選任標準を標準化すべきである。最高裁判員以外は内閣の任命である。客観的な理由を示して、過程を明確にして、「人事」をこじあらわす。また最高裁判員は任命権を初めとすればなる経験が長い時期で審査を実施する。されば本来の審査制度の使命を果たせねばならない。

田原が「裁判官の審査」とはまるで争った機会を形骸化させではない。